

幼保一体化を性急に実施しないことを求める意見書

平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」では、幼保一体化を含む制度改革が提案された。直後の 6 月 29 日に少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」は、幼稚園、保育所、認定子ども園を一体化し「子ども園」とすること、財源を一元化し「包括交付金」とすることなどとするものである。

幼保一体化については来年に法案を提案し、新「子ども園」を平成 25 年から開設しようという性急な内容となっている。

幼稚園と保育所は設立の目的も現在に至る歴史も大きく異なるものであり、現在、自治体も含めた運営管理者からも子どもをそれぞれに通わせている保護者からも疑問が投げかけられている。また、基盤整備や具体的運営、職員の資格等不明点が多く残されている。

地方自治体と関係者の理解のないまま幼保一体化を含む制度改革案を性急に実施することは容認できない。

よって、本区議会は政府に対し、幼保一体化を含む制度改革については、性急に実施することのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 15 日

葛飾区議会議長

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 あて